

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢社会が進行する中で、ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進し、高齢者や障害者、子ども等すべての市民が安心して安全に暮らせるまちづくりが重要となっています。

国においては、平成23年3月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標設定等が行われてきました。また、平成25年には、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保や、高齢者、障害者等の円滑な移動のための施策等、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策について定める「交通政策基本法」が施行されました。平成30年5月には「バリアフリー法」が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針の作成に取り組むことが明記されました。

都においては、「東京都福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」を制定するとともに、東京都福祉のまちづくり条例施行規則に基づく施設整備マニュアルを作成し、公共施設をはじめ、不特定多数の人が利用する各都市施設の整備基準を定め、東京都全体のバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進しています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進しています。

本市においては、平成28年3月に『第3期福生市バリアフリー推進計画』を策定し、すべての人にやさしい施設の整備や、すべての人がバリアフリー化の促進について理解し協力を惜しまない社会の実現をめざして計画を推進してきました。また、『第5期福生市地域福祉計画』では、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、だれにもやさしい安全なまちづくりを進めています。

この度『第3期福生市バリアフリー推進計画』の計画期間が終了を迎える中、これまでの取組や福生市の現状を踏まえ、新たに計画を改定し、『第4期福生市バリアフリー推進計画』を策定することになりました。

年次	バリアフリー関連法等の制定経緯
1990	アメリカが障害者法を制定。障害を理由に差別することが禁止された。また、この法律は、建築物も対象とされた。
1993	国連総会において「障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択された。この規則では、「雇用の分野における法律と規則は障害のある人々を差別してはならず、その雇用に関して障壁を設けてはならない。」としている。
平成6年 (1994)	日本で「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）が制定された。
平成7年 (1995)	東京都が「福祉のまちづくり条例」を制定。この条例及び施行規則の制定により、公共施設をはじめ、不特定多数の人が利用する各都市施設の整備基準が設けられた。
平成12年 (2000)	日本で「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）が制定された。
平成14年 (2002)	日本で「身体障害者補助犬法」が制定された。この法律の制定により、公共施設や事業所、公共交通機関等における補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の使用または同伴が可能となった。
平成18年 (2006)	日本で「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が制定された。
平成23年 (2011)	バリアフリー法に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が告示された。
平成30年 (2018)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部を改正（改正バリアフリー法）

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から平成8年度（2026年度）までの5年間とします。